

情報通信行政・郵政行政審議会
郵政行政分科会（第96回）議事録

第1 開催日時及び場所

令和7年1月20日（月）10:00～10:35

Web審議による開催

第2 出席した委員（敬称略）

佐々木 百合（分科会長）、谷川 史郎（分科会長代理）、滝澤 光正、
巽 智彦、藤沢 久美、三浦 佳子

（以上6名）

第3 出席した関係職員等

牛山郵政行政部長、三島企画課長、折笠郵便課長
事務局：坂平情報流通行政局総務課課長補佐

第4 議題

諮問事項

ア 独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構法第
18条の2第3項の規定に基づく交付金の額及び交付方法の認可並びに同法第
18条の3第3項の規定に基づく拠出金の額及び徴収方法の認可【諮問第
1261号】

イ 内国郵便約款の変更認可【諮問第1262号】

開 会

○事務局（坂平） 皆さん、おはようございます。事務局の坂平です。本年もよろしくお願いいいたします。

本日は、お忙しい中御出席いただきまして、誠にありがとうございます。本日、委員7名中6名の委員に御出席いただいておりますので、定足数を満たしております。

それでは、定刻になりましたので、郵政行政分科会第96回を開催いたします。恐れ入りますが、佐々木分科会長におかれましては、議事の進行をよろしくお願いいいたします。

○佐々木分科会長 ありがとうございます。

それでは、ただいまから、情報通信行政・郵政行政審議会郵政行政分科会第96回を開催いたします。

本日はウェブ審議を開催しており、委員7名中6名が出席されておりますので、定足数を満たしております。ウェブ審議となりますので、皆様、御発言の際はマイク及びカメラをオンにして、お名前をおっしゃっていただいてから御発言をお願いいたします。

それでは、お手元の議事に従いまして、議事を進めてまいります。

本日の議題は、諮問事項2件でございます。

議 題

諮問事項

ア 独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構法第18条の2第3項の規定に基づく交付金の額及び交付方法の認可並びに同法第18条の3第3項の規定に基づく拠出金の額及び徴収方法の認可【諮問第1261号】

○佐々木分科会長 まず初めに、諮問第1261号「独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構法第18条の2第3項の規定に基づく交付金の額及び交付方法の認可並びに同法第18条の3第3項の規定に基づく拠出金の額及び徴収方法の認可」について、まず総務省から説明をお願いいたします。

○三島企画課長 では、資料96-1を御覧ください。こちらで御説明させていただきます。

まず、こちらは認可の申請に関する諮問書でございます。独立行政法人郵便貯金簡

易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構から交付金について申請がありましたので、本審議会に諮問させていただくものですが、申請内容の御説明につきましては資料96-1-2でさせていただきたいと思っておりますので、そちらを御覧ください。

まず27ページを御覧ください。郵便局ネットワークの維持の支援のための交付金・拠出金制度についてまとめた資料となっております。

本制度につきましては、郵政事業のユニバーサルサービスの安定的・継続的な提供を確保するため、平成30年に交付金・拠出金制度を創設し、翌平成31年4月から運用を開始し、改正機構法に基づき、郵便局ネットワークの維持に要する費用のうち、不可欠な費用について、ゆうちょ銀行、かんぽ生命からの拠出金を徴収し、日本郵便に交付しております。機構は、年度ごとに、総務省令の定めるところにより、交付金の額、拠出金の額を算定し、交付金の額及び交付方法、拠出金の額及びその徴収方法について、総務大臣の認可が必要とされております。この認可に当たっては当審議会に諮問しなければならないという制度になっておりまして、本日諮問をさせていただいておるところでございます。

資料下の図を御覧いただきますと、制度創設前は、郵便局ネットワークの維持コストは全て、日本郵便株式会社と関連銀行・関連保険会社との間の民・民の契約に基づき手数料で賄っていたところでございます。本制度を創設して以降は、不可欠な費用については交付金・拠出金制度で賄いつつ、それ以外の費用の負担方法は従前どおり民・民の契約で決定しているところです。

交付金・拠出金制度のスキームにつきましては、先ほど御説明いたしましたとおり、郵便局ネットワークの維持に係る費用につき、関連銀行・関連保険会社から機構に拠出金を拠出いたしまして、機構からこれを郵便局ネットワークの維持の支援のために日本郵便に交付する形を取っております。

続きまして、28ページを御覧いただければと思います。令和7年度における交付金・拠出金の額でございますが、表にございますとおり、不可欠な費用は4,515億円でございます。拠出金の額は、ゆうちょ銀行が2,631億円、かんぽ生命が577億円、これを受けての交付金の額は、3,207億円となっております。増加の理由などは、後ほど算定方法の中で御説明させていただきたいと思っております。

次に、29ページを御覧いただければと思います。不可欠な費用の額の算定方法についてですが、法律上は、機構法において、あまねく全国において郵便局で郵政事業のユニバーサルサービスが利用できるようにすることを確保するために不可欠な費用の額として総務省令で定める方法により算定した額とされておりまして、詳細は総務省令に委ねているところでございます。

この省令の概要ですが、①の郵便局約2万局と、②の簡易郵便局約4,000局に分けて算出した額を合計することとされております。

まず、①の通常の郵便局につきましては、約2万局でユニバーサルサービスが利用できる

ることを確保するものとなるよう、郵便局ネットワークを最小限度の規模、すなわち2名局で構成した場合の人件費や、賃借料、工事費その他の郵便局の維持に要する費用、現金の輸送・管理に要する費用、固定資産税・事業所税といった費用が規定されているところがございます。詳細は下の図のアからエに記載されております。

また、②の簡易郵便局約4,000局につきましては、郵政事業のユニバーサルサービスが利用できるようにすることを確保するための最少限度の委託に要する費用と定められているところであり、下の図のオの部分になります。

それぞれの費用の内容を図のアからオに記載しておりますので、ポイントを御説明差し上げたいと思います。まず、郵便局の費用につきましては、実際の人件費や維持費などを年度ごとに積み上げたものに基づき、2名局とするための必要な補正を行い、費用を算出しているところがございます。アの人件費でございますが、昨今の人件費の上昇を受け、今年度の申請も前年度より増額となっているところがございます。

また、イの賃借料、工事費その他の郵便局の維持に要する費用でございますけれども、前年度に比べて微増となっておりますが、この増額理由につきましては、昨今の賃借料の上昇の影響や、防犯カメラの増配備などの結果の増ということでございます。

また、ウの現金輸送・管理に要する費用でございますが、足元のキャッシュレス化などによる現金需要の減少が影響してございまして、昨年引き続き微減というところがございます。

次に、②の簡易郵便局における費用といたしましては、オの部分でございますが、こちらのほうは、物価高騰を踏まえまして委託手数料の基本額の引上げを行ったことを受け、全体として6,000万ほどの増となっているということでございます。

続きまして、このような形で不可欠な費用を算出した上で、拠出金の額をどのように算定しているかについて、制度の説明を30ページに記載させていただいております。

総務省令で定めるところにより、郵便窓口業務・貯金窓口業務・保険窓口業務において見込まれる郵便局ネットワークの利用度合いに応じて按分する形で算出することとなっております。

具体的な算定内容は31ページを御覧いただければと思います。資料中、真ん中に按分に関する算出の方法が記載されてございます。アの人件費、それから、イの郵便局の維持に要する費用につきましては、郵便局の利用者の用に供する部分、つまりこれは窓口ロビーに関する部分でございますが、こちらは、郵便窓口業務・貯金窓口業務・保険窓口業務それぞれについて指標を定め、利用の度合いとして按分しております。この点につきましては、次のページで別途御説明させていただきます。

また、イの残部、つまり、利用者の用に供する部分以外でございますが、このバックオフィスに係る部分につきましては、まず、各窓口業務の専有面積により按分して

計算しております。

また、ウの現金輸送・管理に要する費用につきましては、実際の現金の受払い額の度合いに応じて按分しております。

また、エの固定資産税・事業所税に関する費用につきましては、職員の勤務時間の度合いによって按分しているところでございます。

オの簡易局における費用につきましては、それぞれの委託において要した費用を直接整理しているところでございます。

最後、表の一番下に機構の事務費がございまして、こちらの機構の事務費につきましては、以上説明させていただきましたアからオまでの費用につきまして各窓口業務へ按分した額の合計額に応じて、それぞれ按分しているところでございます。その結果、拠出金の額につきましては、一番下の矢印でございしますが、ゆうちょ銀行の拠出金の額は約2,631億円、かんぽ生命の拠出金の額は約577億円と算出されているところでございます。

次に、郵便局の利用の度合いの算定方法について、32ページで御説明差し上げたいと思います。

まず、囲みにありますとおり、昨年 の 審議会において、法人における窓口の利用実態の反映について検討すべきという御意見をいただきました。また、日本郵政・日本郵便から機構に対し、昨今の郵便物の減少等を踏まえ、より郵便局ネットワークの利用実態を踏まえたものとなるよう検討の要望もございました。このため、今般、機構のほうで、利用の度合いの算定方法について、法人の利用、郵便局ネットワークの利用実態を勘案した算定方法で申請をしてきたところです。

具体的には、令和7年度以降は、郵便について、これまで15歳以上の人口という指標であったところを、より窓口の利用実態に近い郵便を利用する単位として、自然人については18歳以上の成人としつつ、法人については、本社1か所というよりは事業所単位で利用されるであろうということから、法人数そのままではなく、単位としては事業所数を勘案することとしております。その上で、その1単位当たりの郵便の利用の現状を反映するため、郵便物の増減率を乗じる形としてございます。

その結果、従来の15歳以上の人口という利用単位を用いる場合から一定割合減少しておりまして、8,846万9,000という単位になったところでございます。こちらを下の参考のところに記載してございます。

33ページを御覧いただければと思います。交付金につきましては、不可欠な費用の額と機構の事務費の合計額から日本郵便に係る額を控除した額とされてございますので、最終的に約3,206億となっているところでございます。

次に、34ページを御覧ください。交付の方法と徴収の方法でございまして、交付金の交付の方法につきましては、日本郵便が申し出て機構が同意した日本郵便名義の金融機関の口座に、交付金を各月に分割して払い込むことになってございまして、払込

みにより発生する手数料は、機構が負担することとされており。交付金の交付期限は月末と定められておまして、各月の交付額も決められてございます。また、交付金を安全に管理するための所要の安全管理措置も講ぜられることになっております。

また、資料下の囲み、拠出金の徴収方法につきましても従前どおりでございますが、ゆうちょ銀行・かんぽ生命から、機構が指定する機構名義の口座に払い込むこととされており、期限は毎月15日と定められておりますとともに、所要の安全管理策も講じられることとなっております。

最後、35ページでございます。以上の申請内容につきまして、審査基準に基づき審査をさせていただいた結果、関係法令の関係規定に適合していると認められることから、申請のとおり認可することといたしたく、諮問書のとおり諮問させていただきます。

私からの御説明は以上となります。

○佐々木分科会長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明について御意見、御質問がございましたら、チャットのほうでお知らせいただけますでしょうか。

よろしければ、私のほうから先に1つ。事前にもお伺いしたんですけど、右上、6ページになりますか。こちらですね。今回こちらのほうで、算定方法として新たに事業所数や郵便物の増減率を入れていただいたと思います。この計算式によると、人口の一人一人という数え方と、事業所数が単純に合計されていると思うんですけど、これは、事業所1つの規模と人口1人というのを一緒に足すことで、法人に関する部分を取り込むのに単位として適正と考えられて、このような算式にされたということでしょうか。

○三島企画課長 御質問いただき、ありがとうございます。私どもも、実際の利用単位を人口だけで考えていきますと、18歳以上の方の御利用と15歳以上の御利用のところをまず調整させていただいておりますけれども、こちらのほうは、利用実態を踏まえまして、現実には18歳以上の御利用のほうの利用実態からは近いということで、まず人口としては18歳以上とさせていただいておりますが、法人の御利用を踏まえて反映していくというふうに考えましたときに、法人数という数ですと実際には本社1か所になってしまうことから、窓口を御利用いただくのであれば、法人の場合はむしろ事業所単位で差し出しにおいでになる、御利用においでになると考えまして、より利用の単位としては事業所数のほうが数多く反映することができるものですから、事業所数というものを合わせさせていただきまして、利用の単位という考え方を導入させていただいたところでございます。

○佐々木分科会長 分かりました。ありがとうございます。

もう一つ、すみません、同じ算式についての質問なんですけど、郵便物の増減率を掛ける形で郵便物の量による業務の規模を推定されているということだと思うんですけ

ど、いろんな掛け方とか足し方があると思うんですが、このような形で完全にこの単位数に増減率を掛けることで、今後郵便物がある程度減っていくのかなということが予想されているかなと思うんですけど、それでも大丈夫なんですかね、この式の形として。

例えば、増減率の部分の影響をもうちょっと小さくすることも、例えば何か係数を掛けるとか、いろんな方法があるとは思いますが、これはかなりダイレクトに掛けてあると思うんですが、これに関しては、今のところ、やっぱり実態を把握するのに最も適切とお考えになっているということでよろしいでしょうか。

- 三島企画課長 御質問いただきまして、ありがとうございます。確かに御指摘のとおり、郵便物の減少が昨今大きいという話はございまして、この辺りは今後の利用環境とか利用の実態みたいなものを踏まえまして適切に検討していくべきものと考えておりますけれども、ひとまずのところ、これまで、人口だけでやってまいりますと、0.何%ぐらいしか落ちてこないというところが、ずっと推移としてございました。

これに対しまして、銀行と保険につきましては、口座数、保険契約件数でございますので、減少しますとダイレクトに減少してくるんですけども、郵便につきましては、郵便の利用が減っていると皆さんが認識しておられるにもかかわらず、減りが全く反映できないということでございましたので、ひとまず郵便物の増減率というところを今回置かせていただきましたけれども、これで一旦セットさせていただいた上で、今後の利用の実態ですとか利用環境などの推移なども見ながら、また御相談をさせていただきたいと考えてございます。

- 佐々木分科会長 よく分かりました。どうもありがとうございます。

すみません、先に質問させていただきました。ほかの方、ただいまの説明で御意見、御質問ございましたらチャット機能にてお申し出いただきたいと思いますが、いかがでしょうか。特にございませんでしょうか。よろしいですか。

ほかに御意見などございませんでしょうしたら、諮問第1261号につきましては、諮問のとおり認可することが適当である旨、答申したいと思いますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

- 佐々木分科会長 ありがとうございます。それでは、そのように答申することといたします。

- 三島企画課長 ありがとうございます。

- 佐々木分科会長 どうもありがとうございます。

イ 内国郵便約款の変更認可【諮問第1262号】

○佐々木分科会長 それでは、続きまして、諮問第1262号「内国郵便約款の変更認可」について、総務省から御説明をお願いいたします。

○折笠郵便課長 おはようございます。総務省郵便課、折笠でございます。本日はよろしくをお願いいたします。

議題のイ「内国郵便約款の変更認可」につきまして、資料96-2に基づいて御説明をいたします。

初めに、資料の構成でございますけれども、1ページが諮問書、2ページ、3ページが審査結果、4ページ、5ページが日本郵便株式会社からの変更認可の申請書、6ページ以降が説明資料となっておりますので、説明資料に基づいて御説明をさせていただきます。

7ページを御覧ください。まず、「第1 内国郵便約款の認可について」でございます。1のとおり、郵便法第68条第1項に基づきまして、日本郵便株式会社は郵便の役務に関する提供条件について郵便約款を定めなければならないこととされております。また、2のとおり、日本郵便は郵便約款を変更しようとするときは総務大臣の認可を受けなければならないこととされておりました。3のとおり、総務大臣が郵便約款変更の認可を行うに当たりましては、情報通信行政・郵政行政審議会に諮問することとされております。

下段に今回の一連の手続の流れをお示ししております。昨年12月25日に日本郵便から認可申請がございまして、総務省で審査を行った結果について、本日諮問を行わせていただくものでございます。御審議の結果、諮問について適当との答申がいただけた場合につきましては、総務大臣による認可を行いまして、4月1日から日本郵便において改定された約款に基づくサービスを開始する予定でございます。

8ページを御覧ください。こちらから具体的な申請内容の説明となります。まず、「1 申請の概要」を御覧ください。郵便法第13条におきましては、会社は、郵便の業務に従事する者又は他の郵便物に対する傷害又は損害を避けるため必要があると認めるときは、郵便約款で物を指定して、その物を郵便物として差し出すことを禁止することができることと定められておりました。これを受けて、現在の内国郵便約款第6条におきましては、人に危害を与えるおそれのある動物を、郵便物として差し出すことができない物等ということで指定をしております。

今回、日本郵便から申請があった約款の変更は、この、人に危害を与えるおそれのある動物という指定を、動物の愛護及び管理に関する法律に規定する愛護動物に変更しようとするものでございまして、約款の変更案は8ページ中段の新旧対照表のとおりでございます。

なお、※印のところがございますように、動物愛護法における愛護動物には、哺乳類、鳥類、爬虫類が該当いたします。また、参照条文につきましては11ページ以降にございますので、適宜御参照いただければと存じます。

9 ページに行ってくださいまして、「2 変更を必要とする理由」でございます。社会情勢や関係法令に対応した適切な郵便物の取扱いを実施するためとしておりまして、また、「3 実施予定期日」でございますが、本年4月1日からの実施を予定しております。

「4 補足」のところ、本件申請の背景について御説明をさせていただきます。日本郵便における生きた動物の引受けに関する取扱いにつきましては、現在、荷物事業であります、ゆうパック・ゆうパケット、それから、郵便事業であります内国郵便約款のそれぞれの約款におきまして、下段の表にありますとおり、いずれも、人に危害を与えるおそれのある動物について、引受けを行わない対象ということで指定をしているところでございます。

10 ページに行きまして、これらの約款を受けまして、日本郵便におきましては、従来から、哺乳類、それから一部の鳥類につきましては、荷物や郵便での引受けを行わないという対応を行ってきたところでございます。また、それ以外の生きた動物の輸送におけるゆうパック等の利用につきましては、これまでは、輸配送中に特別な取扱い、例えば温度調節でありますとか、餌を与える、そういったことなどを行わないということ、それから、死亡した場合に責任を負わないことなどの条件につきまして会社のホームページ等で周知等を行った上で、利用者の了承を得ることを前提に、哺乳類と一部の鳥類以外については引受けを行ってきたところでございます。

なお、会社の把握する限りではということでございますけれども、ゆうパックなどにおきましては鳥類などの生き物を引き受けた事例がある一方で、郵便物という形では、把握する限り、引き受けた事例は存在しないということでございます。

それから、「一方で」以降のところになりますけれども、近年、ゆうパックなどで愛護動物を送付することにつきまして、利用者などから様々な指摘を受けているということ、それから、動物愛護の機運の高まりといったような点も踏まえまして、法令遵守の観点、利用者への影響なども含めて検討を行った結果といたしまして、今回、荷物関係、それから内国郵便の約款を見直しまして、愛護動物については引受けを行わないこととするものでございます。

なお書きのところでございますけれども、見直しの検討に当たりましては、日本郵便から動物愛護法を所管する環境省にも確認を行っておりまして、環境省からは、一般論としてということではございますが、温度管理や給餌などが行われない環境で愛護動物を輸送することは虐待と司法が判断する可能性があり、この場合、輸送を行った者が罪に問われる可能性があるという説明も受けたところでございまして、これも踏まえて法令遵守の検討を行ったものと聞いております。

下段の表でございますけれども、今回の約款の改正前後で生きた動物の引受けに関する取扱いがどのように変わるかということでございます。先ほども申し上げましたが、従来は、哺乳類、それから一部の鳥類のみ引受けを行わないという取扱いをして

おりましたが、今回の約款が改定された後につきましては、愛護動物に該当する哺乳類、鳥類、爬虫類については全て引受けを行わないという取扱いとなります。

すみません、2ページにお戻りいただきまして、本件の申請に係る審査結果について御説明いたします。まず冒頭に審査結果を書いておりますけれども、日本郵便株式会社からの内国郵便約款の変更認可の申請につきましては、郵便法及び郵便法施行規則の規定に適合したものと認められることから、認可することが適当であるということとしております。

具体的には表のとおりでございまして、郵便法第68条第2項第1号のイ、それからロにつきまして、表の右側の理由欄にございますように、それぞれ必要な事項が適正かつ明確に定められていること、それから、次の3ページに参りまして、同項の第2号につきまして、変更内容が特定の者に対し不当な差別的な取扱いをするものではないこと、また、一番下段でございまして、申請書の形式的な要件について定めております郵便法施行規則第28条につきまして、各号に定められた要件を満たした申請書が提出されていることがそれぞれ認められることから、審査結果として、認可することが適当であるとしております。

1ページに行っていただきまして、この審査結果を受けまして、諮問書にございまして、本件の認可申請につきましては、法令の規定に適合することから、認可することとしたい旨を諮問させていただいたところでございます。

駆け足になりまして恐縮ですが、私からの説明は以上となります。本件につきましての御審議を、どうぞよろしく願いいたします。

○佐々木分科会長 ありがとうございます。

ただいまの説明について御意見、御質問がございましたら、チャット機能でお申し出ください。

それでは、異委員、お願いします。

○異委員 ありがとうございます。異です。御趣旨は大変よく分かりました。変更前後でどうなるかというのをもう少し確認させていただきたいのですが、変更前ですと、人に危害を与えるおそれのある動物の差し出しを引き受けないことにしていて、変更後ですと、動物愛護法上の愛護動物は引き受けないことになっております。動物愛護法上の愛護動物について引き受けないことにするのが趣旨だというのはよく分かったのですが、従来の約款ですと、人に危害を与える動物ということであれば、魚介とか昆虫であっても引受けはしなかったわけですね。そこが、新しくこういう定義に変わってしまうと、逆にむしろ抜けてしまわないかというのが気になりました。関係規定をまだちゃんと見られていないのですが、端的に言うと、変更後の規則だと、人に危害を与える可能性のある魚介とか昆虫は、むしろ引き受けることが可能になってしまわないかというのが気になりまして、そこだけ御質問ということでございます。

○折笠郵便課長 ありがとうございます。先ほどの表が簡潔にし過ぎて、なかなか分かりづらくて恐縮でございますけれども、資料の10ページの下段の表を御覧いただければと思います。

従前の取扱いといたしましては、まず、哺乳類、それから一部の鳥類については、郵便約款の第6条におきまして、人に危害を与えるおそれがある物ということで引き受けないという取扱いをやっておりまして、原則としまして、それ以外の爬虫類、魚介類、昆虫類につきましては、取扱いをしておりました。ただし、郵便法13条に基づいて約款で差し出しを禁止している物とは別に、郵便法の第12条におきまして、郵便禁制品が定められておりまして、すみません、参照条文を一度御覧いただければと思いますけれども。

○異委員 はい、見つかりました。

○折笠郵便課長 12条の中で、第4号、法令に基づき移動又は頒布を禁止された物という規定がございます、例えばなのですけれども、ヒアリみたいなものにつきましては法令で移動が禁止されているということで、魚介や昆虫は原則引き受けてはいたのですけれども、そのような法令で禁止された物については、従来引き受けてこなかったところがございます。

今回につきましてもその点は特に変わりがなく、法令で禁止されている物は引き続き禁止されている状況でございます、従来、哺乳類と、それから鳥類のうち、小型の鳥類は引き受けていたので、大型の鳥類だけを13条に基づくものとして引き受けなかったのですけれども、そこを、哺乳類全部、鳥類全部、爬虫類全部に拡大するというので、基本的に先生が御心配されておられたような、従来の方が漏れるということはなく、あくまで範囲が広がるという形になります。説明不足で恐縮でございます。よろしく願いいたします。

○異委員 いえ、とんでもないです。よく分かりました。ありがとうございます。

○佐々木分科会長 よろしいでしょうか。ありがとうございます。

それでは、藤沢委員、質問をお願いします。

○藤沢委員 ありがとうございます。今の先生の御質問と共通するところがあるのですが、以前の条文では、学校又は試験所から差し出されたものは除かれるということになっていたのですけれども、今後は学校や試験所から出されたものであっても、こういった愛護動物は、哺乳類ですね、これは駄目ということになるということでしょうか。そうした場合には、こういった物に関してはもう専門の業者さんに委ねるという理解でよろしいでしょうか。

もう一つ伺いたいのは、この改正を行うことによって、売上げにはインパクトはどの程度あるのでしょうか。以上です。

○折笠郵便課長 ありがとうございます。まず1点目でございますけれども、学校や試験所からの差出しは、先生のおっしゃるとおり、従前は括弧書きで除かれていて、引

き受けていたところでございますが、今後につきましては、愛護動物に当たる哺乳類でありますとか鳥類、爬虫類につきましては、学校、試験所も含めて日本郵便では引き受けないという形になりまして、まさに先生おっしゃられましたように、そういった生き物の運搬を専門にする配送業者さんがおられますので、そういった方に依頼いただく形になろうかと思えます。

2点目、売上げへの影響でございますけれども、まず郵便物に関して申し上げますと、これまで郵便での生き物の配送というのは把握する限り存在していなかったということで、こちらには特段影響があるものではございません。荷物につきましては、詳細な件数までは把握していないところではあるのですが、把握する限りですと、鳥類などで、迷い鳩みたいなものを送るということが、これまで年間数千件程度はあったと伺っているところでございます。

すみません、以上でございます。

- 藤沢委員 ありがとうございます。そうすると、それほど大きなインパクトはないと理解いたしました。

念のための確認なのですが、動物の死体に関しては、もう生きていないので郵便物として送れるということによろしいのでしょうか。

- 折笠郵便課長 ありがとうございます。おっしゃるとおりでございます。死体につきましては生き物に当たらないということで、送ることは可能となります。もちろん検疫などの法律上の縛りは何らかあるかもしれませんが、基本、今回の改定とは関係ないものということになります。

- 藤沢委員 分かりました。ありがとうございます。学校の研究所だと必ず実験をするので、不便にならないといいなど、ちょっとそれだけ思いました。

- 佐々木分科会長 では、よろしいでしょうか。

- 藤沢委員 ありがとうございます。

- 佐々木分科会長 ありがとうございます。

そのほか御意見、御質問ございませんでしょうか。

それでは、ほかに御意見ございませんようでしたら、諮問第1262号につきましては、諮問のとおり認可することが適当である旨、答申したいと思えますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

- 佐々木分科会長 ありがとうございます。それでは、そのように答申することといたします。

- 折笠郵便課長 ありがとうございます。

- 佐々木分科会長 ありがとうございます。

以上で、本日の審議は終了しました。全体を通しまして、委員の皆様から何かございますでしょうか。よろしいですか。

それでは、事務局のほうから何かございますか。

○事務局（坂平） 事務局です。

次回の郵政行政分科会につきましては、また別途御連絡を差し上げますので、皆様方よろしく願いいたします。

事務局から以上です。

○佐々木分科会長 ありがとうございます。

それでは、以上で本日の会議を終了いたします。どうもありがとうございました。

閉 会